また、同評価等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ、オオタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、ギフチョウ及びミズスマシその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキキョウ、準絶滅危惧として掲載されているアテツマンサク及びエビネその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響が小さいとされた種以外のものについても、保全措置の実施により、影響が回避・軽減されると予測されている。主な保全措置としては、クマタカについては営巣が確認されていることから、モニタリング調査を継続し、専門家の指導助言を受け、必要に応じて繁殖期を避けた施工、低騒音建設機械の使用による工事騒音の軽減等の保全措置を講ずることとしている。ギフチョウについては、生育環境が一部改変されることから、代替生息環境の整備を行うなどの保全措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が５箇所存在していたが、既に発掘調査等が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級の規格に基づく４車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、東広島市区間については昭和50年２月18日に都市計画決定され、平成８年８月８日及び平成19年２月19日に変更決定された都市計画と、広島市区間及び安芸郡海田町区間については昭和49年４月12日に都市計画決定され、昭和51年４月20日、昭和63年11月10日、平成５年２月25日、平成８年８月８日及び平成19年２月19日に変更決定された都市計画と、それぞれトンネルの幅員、法面の形状等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う町道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、広島市長を会長とする国道２号東広島・安芸バイパス建設促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　広島県東広島市役所、広島市安芸区役所及び同県安芸郡海田町役場

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地

広島県広島市安芸区中野東町字平原、字甲斐崎、字鉾取、字南原、字原山、字三谷、字上天狗防、字長迫、字下天狗防、字京之岡、字成岡、字朝日原、字前山、字山根及び字貫道、中野東六丁目、中野東五丁目、中野東三丁目、中野東二丁目並びに中野東一丁目地内

広島県安芸郡海田町東海田字上大迫、字大迫、字上安井、字安井谷、字下安井、字新山、字長谷、字勝屋及び字曽田、国信二丁目並びに国信一丁目地内

○国土交通省告示第四百四十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十八年三月二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

簸屋川

二　砂防法第二条の土地の表示

昭和四十二年建設省告示第千三号で指定した同号五に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第四百四十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

簸屋川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線、標柱十七号と十八号を昭和四十三年建設省告示第千二百九十七号で指定した同号八に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十八号から四十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市南区簸屋			
三三七六番		一号及び二号	
三三八〇番七	四	三号及び四号	
五六七番一		五号及び六号	
五六六番		七号から十三号まで	
二六番一	地先河川敷	十四号及び十五号	
三三番一	地先河川敷	十六号及び十七号	
一三六番一		十八号から二十一号まで	
一三七番	地先河川敷	二十二号及び二十三号	
一四〇番三	地先河川敷	二十四号	
五九六番一		二十五号から四十号まで	
五九五番一		四十一号から四十三号まで	
五九四番		四十四号及び四十五号	
三七七番		四十六号	

○国土交通省告示第四百四十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月二日

国土交通大臣　石井　啓一